月刊 企業再生サポート情報

 N_0 , 0 1 0

2011, 01, 17

弁護士

債務超過会社が再生の手段として、第二会社を設立し第二会社に対し事業譲渡をする事例が数多く見受けられます。

①第二会社が譲渡会社より金融債務を除外し買掛金等一部の債務のみ承継した場合、②譲渡会社が第二会社に対し無償若しくは低廉な価格で事業譲渡をした場合、債権者と債務者の利害が衝突し訴訟等トラブルになる事例が 多発しております。

債権者はどのような理論で、債務者に対し責任追及するのでしょうか。

事業譲渡とは、営業目的のため組織化された有機的一体として機能する財産(商号、暖簾、取引先など無形の価値があるものを含む)を譲渡することをいいます。

事業譲渡の存在理由は、①従業員取引先等会社を取り巻く人々の保護となる ②譲受会社にとって新規に事業を展開するより時間的経済的効率性が高い ③譲渡会社の固定資産等有機一体的資産が維持されるので社会経済的観点からして有益であるところにあると言われております。

事業譲渡には、①会社分割や合併と異なり債権者に対する異議催告手続きが不要とされており手続の簡略性があること②譲渡会社・譲受会社の両当事者間の契約により譲渡財産を選別のうえ必要な事業のみを承継することができること③簿外債務を承継する危険性がないことの各メリットがあります。

(1) 法人格否認の法理について

第二会社が買掛金等一部の債務のみ承継した場合、除外された債権者は債権者に対する支払いを免れるために 第二会社が設立されたものであるとし、第二会社に対して支払いを求める場合があります。

その場合の理論として法人格否認の法理が主張されます。

法人格否認の法理は、第二会社が形骸化され第二会社の設立が濫用され実質的にみて譲渡会社と第二会社が同一視できる場合に、第二会社は譲渡会社の債務について支払責任があるとする理論なのです。

判例は、譲渡会社と第二会社が実質的に同一視できるか否かの判断要素として次の判断材料に着目しております。

- ① 会社の目的及び営業内容に共通性があるか
- ② 本店所在地が同一場所であるか
- ③ 株主構成に共通性があるか
- ④ 譲渡会社の代表取締役が第二会社に対し資本金を拠出しているか
- ⑤ 役員に共通性があるか
- ⑥ 譲渡会社の代表取締役が第二会社より利益分配を受けているか

そして、譲渡会社と第二会社を比較し上記判断材料①ないし⑥の多数に共通性があるとき、譲渡会社と第二会 社が実質的に同一視できると認定しているのです。

そこで、皆様が相談者に対し第二会社を設立をお勧めする場合、上記①ないし⑥について共通性がないようご 指導することが訴訟リスクの回避につながるということにご留意下さい。

(2) 詐害行為取消の法理について

譲渡会社が第二会社に対し無償若しくは低廉な価格で事業譲渡をした場合、債権者は事業譲渡が詐害行為に該当するとして事業譲渡契約の取消を求める場合があります。

詐害行為取消の法理は、債権者は平等であるということを根本理念としており、民法第424条に「債権者は、 債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。」と詐害行為の 要件と効果を規定しております。

皆様は、相談者に対し事業譲渡に際しデューデリジェンス(適正手続)を貫徹することをお勧めして下さい。 デューデリジェンスの典型は、譲渡資産の評価ですが、第二会社設立を企図する相談者に対し、譲渡資産(不動産、株式、営業権等)の評価を不動産鑑定士・税理士・公認会計士等有資格者により公正に施行することを説得するべきです。

債権者は、第二会社が譲渡会社に対し支払った事業譲渡の対価を譲渡会社が債権者に対し債権額に応じ公平に 分配することを期待していることに注意喚起するべきです。

お問い合せは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。

B. A. C『企業再生・整理・再起』支援チーム http://kigyo-saisei. seesaa. net/

リスクカウンセラー 細野孟士/中小企業診断士 佐々木文安/弁護士 安達一彦/司法書士 星野文仁/司法書士 原内直哉/社会保険労務士 川端重夫